

# 第五次国土利用計画（全国計画） 概要

## 国土は

「現在及び将来における国民のための限られた資源」であり  
「生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤」です。

国土利用計画は、国土利用計画法（昭和49年法第92号）に基づき、総合的かつ計画的な国土の利用を図るための基本的な事項について定める計画です。

第五次国土利用計画（全国計画）は、本格的な人口減少社会、超高齢社会を迎えた今、国土を適切に管理し荒廃を防ぐこと、開発圧力が低減する機会をとらえ、自然環境の再生・活用や災害に対する安全な土地利用の推進等を図ることによって、より安全で豊かな国土を実現することが重要な課題であるという認識のもと策定され、2015年8月14日に閣議決定されました。

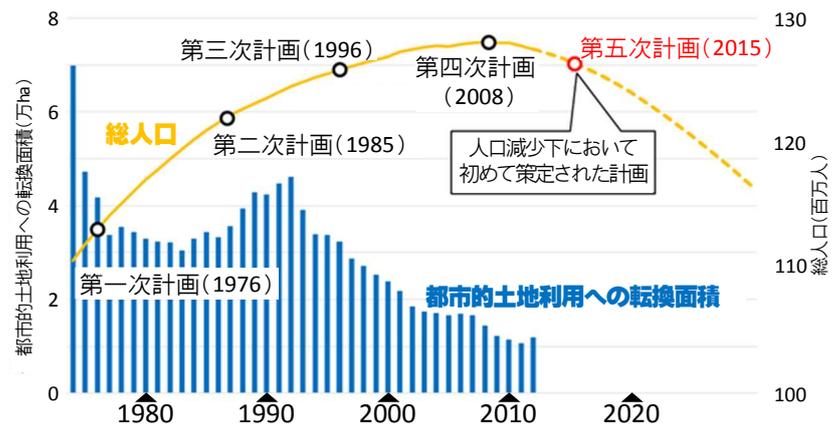
## 我が国の国土利用をめぐる状況と課題

### 人口減少による国土管理水準等の低下

- \* 低・未利用地や空き家の増加
- \* 離農等による農地の荒廃



**本格的な人口減少下における国土の適切な利用・管理のあり方を構築する必要**



人口と都市的土地利用への転換面積の推移

出典（総人口）国立社会保障・人口問題研究所等、（都市的土地利用への転換面積）土地白書

### 自然環境と美しい景観等の悪化

- \* 開発された土地は、利用を放棄しても本来の生態系に戻らない可能性
- \* 人の手により良好に管理されてきた里地里山における自然環境や景観の悪化



**持続可能で豊かな生活の基盤として、自然が持つ多様な機能を活用する必要**

### 災害に対して脆弱な国土

- \* 災害リスクの高い地域に人口が集中
- \* 首都直下地震や南海トラフ地震の切迫、水害、土砂災害の頻発化・激甚化
- \* 火山災害の頻発化



**巨大災害等に対応するため、安全を優先的に考慮する国土利用へ転換する必要**

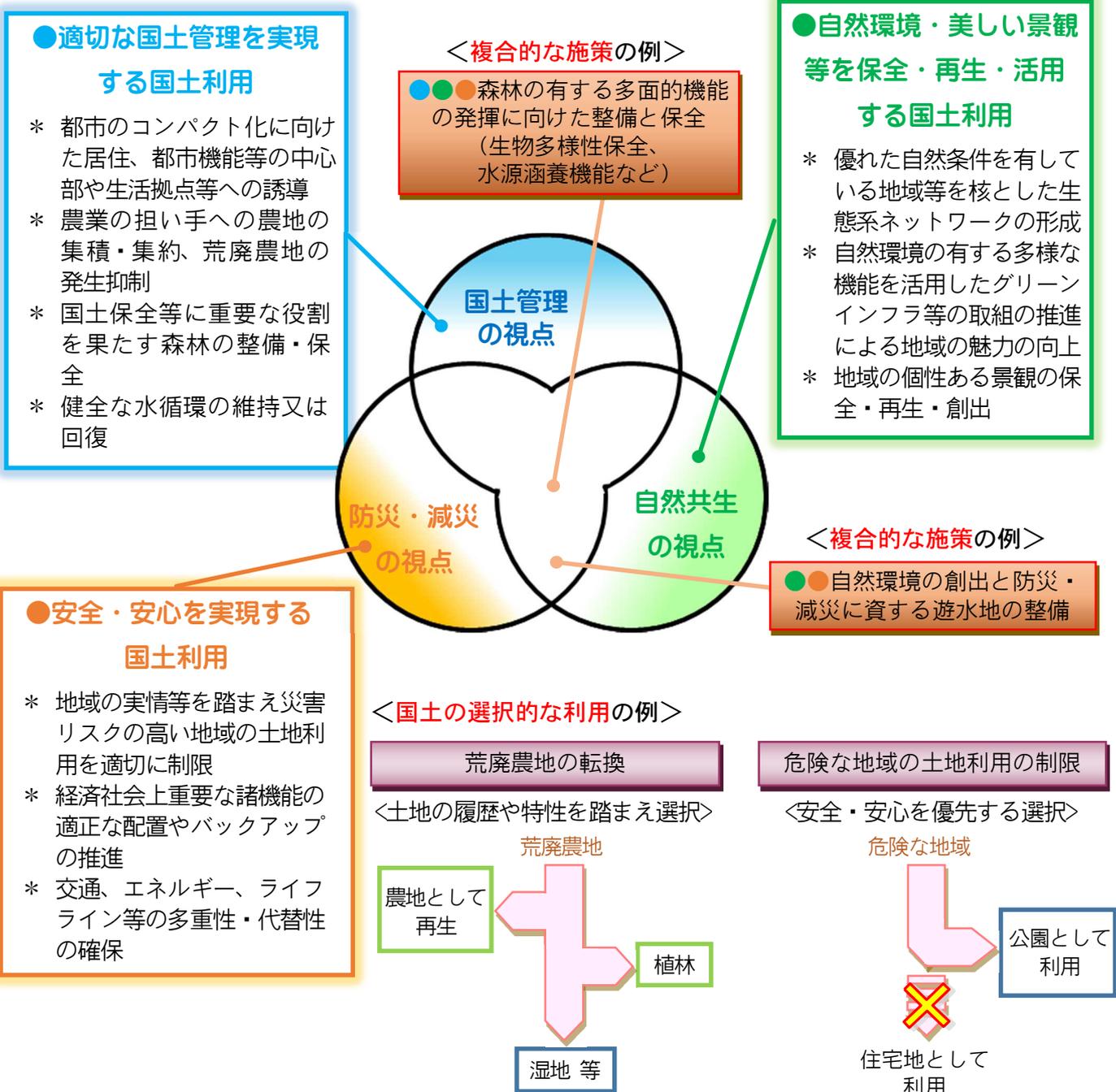


国土の安全性を高め、  
持続可能で豊かな国土を形成する国土利用へ

# 第五次国土利用計画（全国計画）における基本方針

◆国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指し、本計画では、「適切な国土管理を実現する国土利用」「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針としています。

◆今後、人口減少、高齢化、財政制約等が進行するなかで、基本方針を効率的に実現するために、  
 ①防災・減災、自然共生、国土管理などの効果を複合的にもたらす「複合的な施策」  
 ②開発圧力が低減する機会をとらえ、土地の履歴や特性を踏まえ、最適な国土利用を選択する「国土の選択的な利用」  
 を推進する必要があります。



◆これらの取組を進めるにあたっては、地域主体の取組の促進が重要となります。また、都市住民や民間企業等多様な主体の参画を進めるとともに、国民一人ひとりが国土に関心を持ち、その管理の一端を担う国民の参加による国土管理（国土の国民的経営）がより一層重要になります。

# ～複合的施策と国土の選択的な利用の推進～

## 凡例

<国土利用の基本方針>

- 適切な国土管理の実現
- 自然環境、美しい景観等の保全・再生・活用
- 安全・安心の実現

<基本方針の効率的実現>

複合的な施策の例

国土の選択的な利用の例

●●● 森林の有する多面的機能の発揮に向けた整備と保全（生物多様性保全、水源涵養機能など）

●●● 農業の有する多面的機能の維持・発揮に向けた取組（農村の景観保全、洪水調節機能など）

●●● 自然環境の創出と防災・減災に資する遊水地の整備

●●● オープンスペースの確保

コンパクトシティの形成

工場敷地内のビオトープ

道路空間の有効利用  
（公共・公益施設の共同溝への  
収納・無電柱化）

エコツーリズムの推進

「小さな拠点」の形成

●●● 再生可能エネルギーの供給と活用

健全な水循環の維持又は回復

危険な地域の土地利用の制限（平時は憩いの場として利用）

海岸の保全

災害リスクの高い地域における居住

以前は

農地（水田）として利用

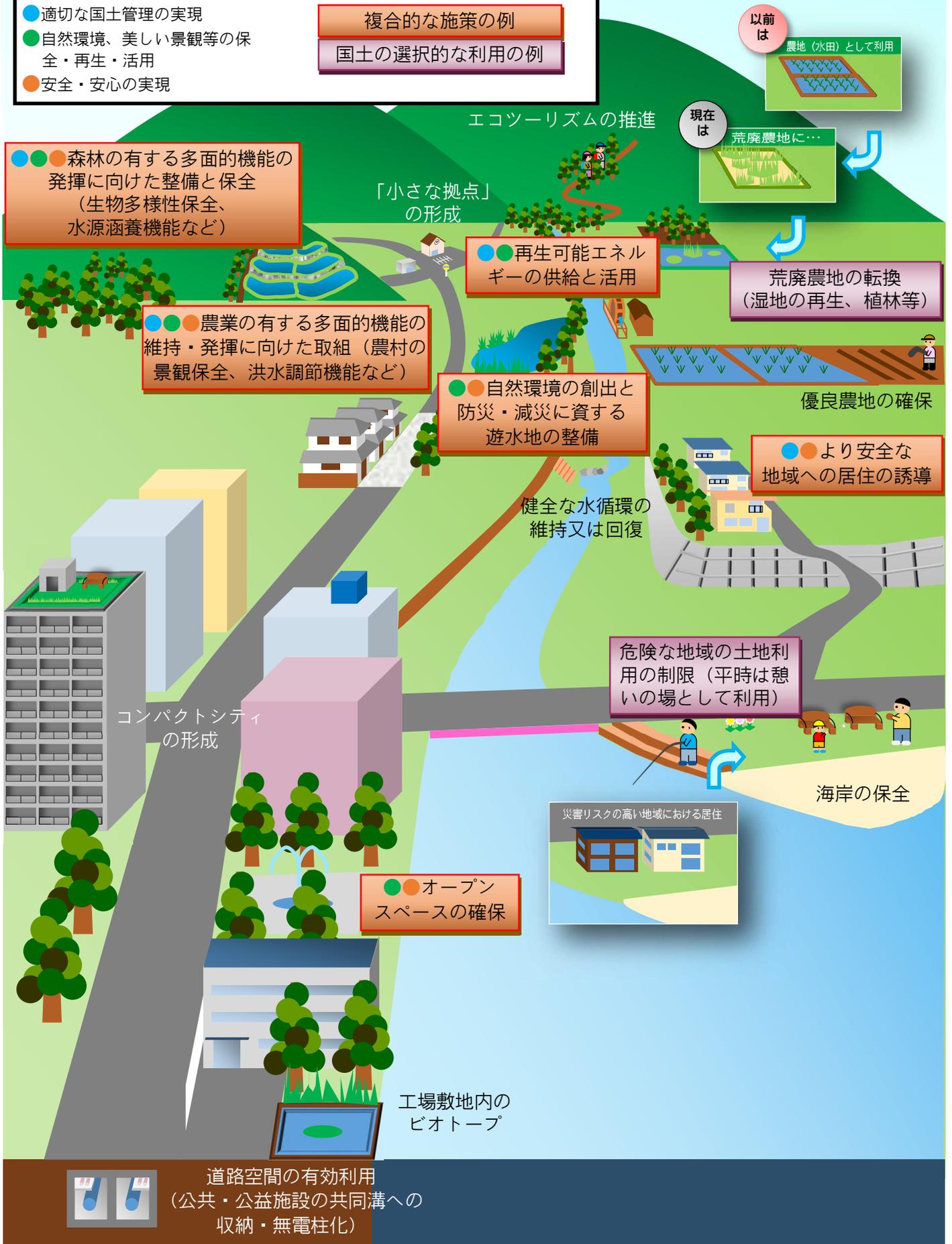
現在は

荒廃農地に…

荒廃農地の転換（湿地の再生、植林等）

優良農地の確保

●●● より安全な地域への居住の誘導



# 利用区分別の国土利用の基本方向 ～より一層の質的向上へ

計画では農地、森林、宅地等の利用区分別の方向性と2025年(平成37年)の規模の目標を示しています。

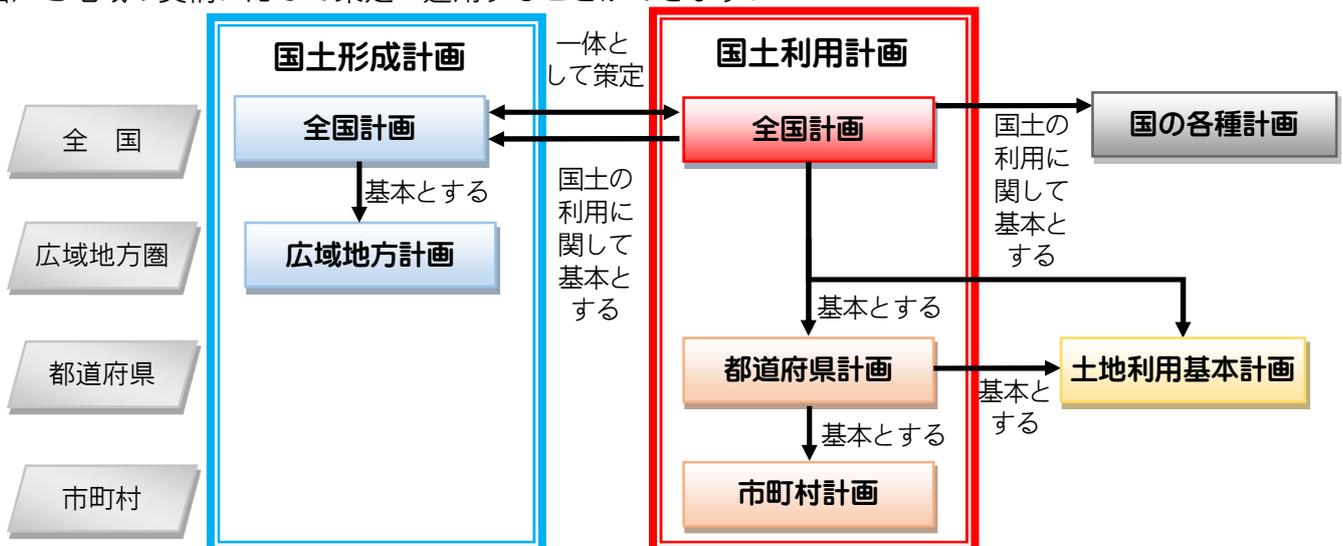
利用区分		面積 H24		面積 H37		利用方向
農地		455 (12.0)		440 (11.6)		優良農地の確保/多面的機能の維持・発揮/農地の集積・集約/市街化区域内農地の計画的な保全と利用
森林		2,506 (66.3)		2,510 (66.4)		国土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備・保全/国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用
原野等		34 (0.9)		34 (0.9)		湿原・草原等の貴重な自然環境を形成している原野の保全・再生/その他の原野及び採草放牧地の適正な利用
水面・河川・水路		134 (3.5)		135 (3.6)		安全性の向上/より安定した水供給などに要する用地の確保/健全な水循環の維持又は回復を通じた自然環境の保全・再生への配慮
道路		137 (3.6)		142 (3.8)		地域間の対流を促進/災害時における輸送の多重性・代替性を確保/既存用地の有効利用
宅地	住宅地		116 (3.1)		116 (3.1)	人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現/既存住宅ストックの有効利用等を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制
	工業用地	190 (5.0)	15 (0.4)	190 (5.0)	15 (0.4)	グローバル化等に伴う工場の立地動向、インフラの整備状況、地域産業活性化の状況等を踏まえ、必要な用地を確保/工場跡地の有効利用
	その他の宅地		59 (1.6)		59 (1.6)	土地利用の高度化、都市の集約化、より安全な地域への市街地の集約化
その他		324 (8.6)		329 (8.7)		公用・公共用施設の用地：国民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮/低・未利用地：各種影響への配慮をしつつ積極的かつ有効に活用/沿岸域：総合的利用や海岸の保全等を推進
合計		3,780		3,780		
(参考)人口集中地区(市街地)		127		121		

注：面積の単位は万haであり、( )内は構成比(%)を示す。H24の面積は国土交通省調べ。H24欄の人口集中地区(市街地)は、H22国勢調査による。

## 国土利用計画の位置づけと体系

国土利用計画(全国計画)は、国土の利用に関して他の計画の基本となるものです。また、国土形成計画(全国計画)と一体として策定されています。

地方公共団体は、国土利用計画(全国計画)を基本として、国土利用計画(都道府県計画、市町村計画)を地域の実情に応じて策定・運用することができます。



お問い合わせ先

国土交通省 国土政策局 総合計画課 国土管理企画室

TEL 03-5253-8111 (内線29-374) FAX 03-5253-1570

URL [http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku\\_tk3\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk3_000008.html)

国土利用計画

検索